

## 国立大学法人大分大学研究代表者等人件費制度実施要項

令和4年5月31日

学 長 裁 定

### (目的)

第1条 この要項は、国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）における研究代表者等人件費制度（研究代表者等の希望に応じて競争的研究費等から人件費充当額を算出し、当該競争的研究費等の直接経費からその人件費充当額を充てることにより、人件費相当財源として活用する制度）の実施に関し必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「競争的研究費等」とは、研究代表者等が獲得した競争的研究費又は民間からの受託、共同研究等の外部資金をいう。
- (2) 「人件費充当額」とは、競争的研究費等を使用する研究に従事する職員のエフォートの比率に応じた人件費の額をいう。
- (3) 「人件費相当財源」とは、研究代表者等の人件費のうち、人件費充当額に相当する財源をいう。
- (4) 「研究代表者等」とは、競争的研究費等を獲得した研究代表者又はその研究分担者をいう。
- (5) 「P I」とは、研究代表者等人件費制度の適用を受ける研究代表者をいう。
- (6) 「P I等」とは、P I及び研究代表者等人件費制度の適用を受ける研究分担者をいう。
- (7) 「対象研究費」とは、資金配分機関が直接経費からの人件費充当額の支出を認めている競争的研究費等をいう。
- (8) 「エフォート」とは、研究代表者等の1年間の全業務時間のうち、当該競争的研究費等に関する研究に充てる時間をパーセントで表したものをいう。
- (9) 「部局」とは、国立大学法人大分大学部局を定める規程（平成16年規程第14号）第2条第2項第1号に規定する部局から事務局を除いたものとする。

### (申請対象者)

第3条 研究代表者等人件費制度の適用を申請することができる者は、研究代表者等のうち、次の各号に掲げる教育職員とする。

- (1) 国立大学法人大分大学職員就業規則（平成16年規則第5号）第2条第2項に規定する教育職員のうち教授、准教授、講師及び助教
- (2) 国立大学法人大分大学特任教員就業規則（平成20年規則第10号）第2条第2項に規定する特任教員のうち特任教授、特任准教授、特任講師及び特任助教

### (適用期間)

第4条 研究代表者等人件費制度の適用期間は、対象となる研究期間のうち、第8条の規定によ

り承認された期間とする。

(人件費充当額)

第5条 人件費充当額は、次の各号に掲げる額のいずれか少ない額の範囲内であって、第8条の規定により承認された額とする。ただし、承認後、研究代表者等の人件費が承認した額より下回った場合は、その額に変更するものとする。

- (1) 対象となる競争的研究費等において定める上限額
- (2) 人件費年額に対する、対象となる競争的研究費等のエフォート相当額
- (3) 研究代表者等自らが使用可能な直接経費の20パーセント

2 前項の規定にかかわらず、学長が指名する理事が必要と認めた場合は、この限りでない。

(人件費相当財源の分配)

第6条 人件費相当財源は、原則として次の各号に掲げる研究力強化の施策に応じ、当該各号に掲げる割合で分配するものとする。

- (1) 当該人件費相当財源に係る研究代表者等へのインセンティブの付与 70パーセント
- (2) 法人が実施する研究力強化に係る施策 30パーセント

2 前項第1号のインセンティブは、別に定める活用方針に基づき、国立大学法人大分大学職員給与規程(平成16年規程第18号)第3条第1項第2号又は国立大学法人大分大学特任教員就業規則(平成20年規則第10号)第17条第1項第13号に規定する競争的研究費等業績手当の支給及び環境整備費用等の配分により付与する。

(人件費相当財源の活用方針)

第7条 人件費相当財源の活用は、別に定める人件費相当財源の活用方針に基づいて行うものとする。ただし、人件費相当財源が運営費交付金以外の財源である場合は、当該方針によらず、予算管理者の責任の下、当該財源の趣旨を踏まえた上で活用するものとする。

(申請手続等)

第8条 研究代表者等人件費制度の適用を希望する研究代表者等は、あらかじめ所属する部局の長の了承を得て、対象研究費の交付決定又は契約締結の後、速やかに所定の様式により学長に申請するものとする。

- 2 学長は、前項の申請があったときは、役員会の議を経て研究代表者等人件費制度の適用の承認又は不承認を決定し、その旨を書面により研究代表者等及び当該部局の長に通知する。
- 3 研究分担者が第1項の申請を行う場合は、あらかじめ研究代表者の了承を得なければならない。
- 4 研究代表者等は、研究代表者等人件費制度の承認を受けた申請内容を変更する場合及び当該研究費使用を停止若しくは中止又は研究期間を変更する場合は、当該変更等の判明後速やかにその申請を行うものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、前項の事由以外の事由による変更等の場合は、変更等後の申請内容の適用を希望する日の概ね1月前までにその申請を行うものとする。

6 前二項の規定により申請内容の変更等を行う場合の申請手続は、同項に定めるもののほか、第1項から第3項までの規定を準用する。

(エフォート確保のための措置)

第9条 所属部局の長は、P I等のエフォートを適切に管理するとともに、P I等が当該研究活動を確実に実施できるよう業務の効率化を図り、研究時間を確保するための措置を講ずるものとする。

2 所属部局の長は、直接経費からP I等の人件費を支出するときは、P I等が担当する当該研究以外の業務についても、業務の軽減措置、業務の代替措置及び申請書に記載するエフォートを確保するための措置を講ずるものとする。

3 学長は、前二項の措置の状況を確認するものとする。

(不正への対応)

第10条 学長は、P I等に公的研究費の不正使用又は研究活動に係る不正行為があると認める場合は、当該研究者に対し、直ちに研究代表者等人件費制度の適用を中止させることができる。

(活用実績の報告)

第11条 P Iは、年度ごとの活用実績について、実績報告書により学長に報告する。

2 学長は、研究代表者等人件費制度の実施による人件費相当財源の各年度の活用実績について、研究代表者等に通知するものとする。

3 学長は、研究代表者等人件費制度の実施による各年度の活用実績について、翌年度6月30日までに資金配分機関に対し報告するものとする。

4 学長は、研究代表者等人件費制度の実施による各年度の活用実績については、原則として法人のホームページ等で公表するものとする。

(事務手続)

第12条 この要項に定めるもののほか、研究代表者等人件費制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この裁定は、令和4年6月1日から実施する。